

沼津市国民保護協議会運営要領

平成18年 5月29日制定

1 趣旨

この要領は、沼津市国民保護協議会条例（平成18年条例第3号）第7条の規定に基づき、沼津市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 会議の招集

協議会の会議（以下「会議」という。）の招集は、会議開催の場所及び日程並びに付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

3 委員の代理出席

- (1) 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- (2) 委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

4 委員以外の者の出席

会長が必要があると認めるときは、議事に関係ある市職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

5 会議の公開

会議は、公開を原則とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じる場合又は個人情報等の非公開情報を扱う場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

6 議事録

会議については、議事録を調製しなければならない。

7 庶務

協議会の庶務は、沼津市消防本部防災地震課において処理する。